



## グローバルビジネスと人権: モデル契約条項 2.0 (4) サプライヤーの人権尊重規範策定の留意点

2024年9月

One Asia Lawyers Group

コンプライアンス・ニューズレター

アジア ESG/SDGs プラクティスグループ

### 1 はじめに

ビジネスと人権に関する問題を契約の観点から読み解く本シリーズ第4回（最終回）では、いよいよモデル条項案本体を取り上げ、ビジネスと人権に対応するための契約条項を概観する。

モデル条項案はあくまで参考であり、個々の企業や取引の実情に即した条項案を策定することが想定されている。各企業としては、その実情を踏まえ、ビジネスと人権に対応するための契約上の基盤を整えることが求められる。

### 2 モデル条項案の基本的な構成

モデル条項案の基本的な構成は以下のとおりである。

- 1 サプライチェーンにおける人権侵害排除のための双方の責務
  - 1.1 人権デューデリジェンス
  - 1.2 サプライチェーン全体での別紙 P 遵守
  - 1.3 発注企業の別紙 P 遵守の支援に対するコミットメント
  - 1.4 事業レベルの苦情処理メカニズム
- 2 契約活動に関連する人権侵害の是正
  - 2.1 潜在的又は実際の違反の通知
  - 2.2 調査
  - 2.3 是正計画
  - 2.4 是正の権利
  - 2.5 即時終了の権利
- 3 商品の拒否及び契約の解除又は取消し
- 4 承認の撤回
- 5 別紙 P に関連する事項の変更不可
- 6 発注企業の救済措置
  - 6.1 違反及び違反の通知
  - 6.2 救済措置の行使
  - 6.3 損害賠償
  - 6.4 商品の返品、破棄又は寄付；商品の不受理
  - 6.5 損失補償、過失割合
- 7 免責事項
- 8 紛争解決

### 3 主要条項の概説

#### (1) サプライチェーンにおける人権侵害排除のための双方の責務

モデル条項は、国連指導原則及び OECD「責任ある企業行動のための OECD デューデリジェンスガイダンス」に準拠し、発注企業及び供給者が、ともに「人権デューデリジェンス」（以下、「人権 DD」）プロセスを確立し、実施する義務を、その中心に据えている（MCC 1.1）。

人権 DDの目的としては、本シリーズ第3回で紹介した「サプライヤー規範」（MCC上は別紙 P と呼ばれる）へのコンプライアンスの確保を目的としている（MCC 1.2）。したがって、人権 DDの目的や評価基準などの人権 DDに関する義務の内容を定めるうえで、サプライヤー規範は極めて重要である。発注企業側としても、サプライヤーに人権 DDとして何を求めるのか、それをどのように評価していくのかを予め可視化し、言語化する必要がある。

次に、発注企業側が、サプライヤーによるサプライヤー規範遵守のための支援を契約上、誓約している点が特徴的である（MCC 1.3）。そのための発注企業側の行動規範は、本シリーズ第2回をご参照いただきたい。具体的には、サプライヤー規範遵守のためのキャパシティビルディング、価格設定における配慮、契約内容手政治の考慮、一定の場合の契約不履行への免責、責任ある撤退である。

そして、指導原則で提示された要素を踏まえた、苦情処理メカニズムの設置についても定めている（MCC 1.4）。

#### (2) 人権侵害の是正

モデル条項では、人権侵害が生じた場合の是正対応について、その手続を定めている。

##### 1) 人権侵害（のおそれ）の通知（MCC 2.1）

人権侵害の発生又はそのおそれが判明した場合、サプライヤーは発注企業に対してその旨を通知する。この際、発注企業側による行動規範違反が人権侵害を引き起こし又は寄与したと合理的に疑われ、発注企業側の関与が必要であると判断した場合、サプライヤーは、発注企業側による是正措置への参加を求めることができる。

##### 2) 調査（MCC 2.2）

通知を受けた場合、発注企業及び供給者は、互いに全面的に協力し、調査に当たる。調査結果は互いに提供する。

##### 3) 是正計画（MCC 2.3）

人権侵害（のおそれ）が効果的に是正されていないと発注企業が判断する場合、発注企業は、法的に適切な限りにおいて、サプライヤーに是正計画の策定を求める。是正計画は、影響を受けた個人を人権侵害が発生しなかったはずの状態に回復させることを目的とし、是正のためのタイムライン及び客観的な中間指標・目標を定め、是正が完了し、違反が解消されたと判断されるための客観的な基準を定める。

ここにおいて、モデル条項では、単に是正計画の実施結果の提供だけでなく、ステークホルダーの関与を示すことも求めている。

#### (3) 救済措置

人権侵害が生じた場合に発注企業側が取りうる手段は、上記是正計画の策定・実行のほか、以下のとおりである。

発注企業としては、以下の規定を参考に、実際に人権侵害が生じた場合に、まずはどのような影響力を行使できるかを考え、契約解除、損害賠償に至る前の段階で取りうる契約上の選択肢を確保しておくことが望まれる。

1) 救済措置 (MCC 6.2)

モデル条項案は、サプライヤーによる違反行為に対する救済措置として、まずは契約関係の維持を前提とした以下の選択肢を提供している。

- ① サプライヤーによるサプライヤー規範に従った履行保証を求めること
- ② サプライヤー規範の違反に対する差止命令を取得すること
- ③ 特定の工場や提携先、又は下請け関係の終了、従業員や代表者の解雇をサプライヤーに求めること
- ④ 是正措置の完了までの支払い停止

2) 不適合品の拒否 (MCC 3.2)

発注企業は、サプライヤーによるサプライヤー規範違反が原因で商品が不適合品となった場合、これを拒否する権利を有する。この場合、発注企業は、サプライヤーに対してその旨を通知したうえで (MCC 3.4、4.1)、返品、破棄、又は寄付等を行うことができる (MCC 6.4)。

3) 契約の解除又は取消し (MCC 3.3)

サプライヤーが是正計画に基づく義務を適時に履行しなかった場合、発注企業は契約を解除又は取り消すことができる。この場合、発注企業としては、責任ある撤退のための取組みを講じる。

4) 損害賠償 (MCC 6.3、6.5)

発注企業は、サプライヤーに対して、損害賠償を請求することができる。ただし、サプライヤーによるサプライヤー規範違反、又は人権侵害によって利益を享受することを許容するものではないことも規定されている。したがって、サプライヤーによる違反なしに履行された場合よりも有利な立場に置かれることは許容されない。

(以上)

〈注記〉本資料に関し、以下の点をご了承ください。

- ・ 本ニューズレターは 2024 年 8 月時点の情報に基づいて作成されています。
- ・ 今後の政府による発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更等に伴い、その内容は変更される可能性があります。
- ・ 本ニューズレターの内容によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニューズレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム

・弁護士にご相談ください。

◆ アジア ESG/SDGs プラクティスグループ ◆

One Asia Lawyers は、ESG・SDGs と人権 DD に関して、東南アジア・南アジア・オセアニアなどの海外においても、各国の法律実務に精通した専門家が、現地に根付いたプラクティカルなアドバイス提供およびニューズレター、セミナーなどを通じて情報発信を行っています。ESG・SDGs・人権 DD に関連してご相談がございましたら、以下の各弁護士までお気軽にお問い合わせください。

<著者／アジア ESG/SDGs プラクティスグループ>

	<p>難波 泰明  <b>One Asia法律事務所 大阪オフィス パートナー弁護士</b>  <b>アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー</b>          大阪市内の法律事務所での約7年間の勤務を経て独立し、法律事務所の経営に携わり、国内企業の人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理建築紛争、マンション管理、一般民事事件、刑事事件のほか、大阪市債権管理回収アドバイザーなどの自治体実務を取り扱う。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞。          2021年9月、弁護士法人One Asiaに参画。フィリピンチームを担当し、2023年からフィリピンに駐在。フィリピン進出に関する法令調査、人事労務、各種コンプライアンス、M&amp;A、債権回収、撤退支援など、幅広くアドバイスを提供している。  <a href="mailto:yasuaki.nanba@oneasia.legal">yasuaki.nanba@oneasia.legal</a></p>
	<p>佐野 和樹  <b>One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）</b>  <b>ミャンマー拠点代表</b>  <b>アジア ESG/SDGs プラクティスグループ</b>          2013年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行うM&amp;A Advisory Co., Ltd.で3年間勤務。2016年のOne Asia Lawyers設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住しながらミャンマー拠点代表として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。  <a href="mailto:kazuki.sano@oneasia.legal">kazuki.sano@oneasia.legal</a></p>
	<p>齋藤 彰  <b>One Asia Lawyers Group 顧問</b>  <b>弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人</b>          大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約法・国際取引法・国際 ADR 等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めてきた。また法科大学院生の海外インターンシップ制度や英語によるLL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実務にも従事し、英国を代表する ADR 機関であるCEDR の調停スキルトレーニング（CEDR MST）の日本での初の実施に尽力した。2018年からはOne Asia Lawyers の顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めてきた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最新動向の調査研究にも取り組んでいる。  <a href="mailto:akira.saito@oneasia.legal">akira.saito@oneasia.legal</a></p>